

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、福祉医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

福祉医療事務の一部を外部に業務委託しているため、個人情報の取扱い・秘密保持について、契約書の中に特記事項を設け、遵守を徹底させることで対応している。

評価実施機関名

香芝市長

公表日

令和6年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療に関する事務
②事務の概要	福祉医療(香芝市子ども医療費助成条例、香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例、香芝市中心身障害者(児)医療費助成条例、香芝市重度心身障害老人等医療費助成要綱)に基づき医療費助成の事務等を行う。特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①受給資格の審査及び結果の通知 ②対象世帯情報の確認 ③受給者に関する異動情報の確認 ④受給者証の発行・更新 ⑤通知書等送付時の送付先の確認 ⑥助成金の支給事務
③システムの名称	福祉医療システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 香芝市個人番号の利用に関する条例第3条第1項別表の1、2、3、5の項 香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則第3、4、5、7条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報提供の根拠] なし(情報提供は行わない) [情報照会の根拠] ○番号法第19条第9号 ○香芝市個人番号の利用に関する条例第3条第2項別表の1、2、3、5の項 ○香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則第11条別表第1の1、2、3、5の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 国保医療課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 国保医療課 TEL:0745-79-7528
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 国保医療課 TEL:0745-79-7528
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	------------------------------------	---

判断の根拠

「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。
 - 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。
 - 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。
 - 複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。

9. 監査

実施の有無

[自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている] <選択肢>
 1) 特に力を入れて行っている
 2) 十分に行っている
 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】

[十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている
 2) 十分である
 3) 課題が残されている

判断の根拠

業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	福祉医療(香芝市乳幼児等医療費助成条例、香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例、香芝市心身障害者(児)医療費助成条例、香芝市重度心身障害者老人等医療費助成要綱、香芝市福祉医療費資金貸付要綱)に基づき医療費助成の事務等を行う。特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①受給資格の審査及び結果の通知 ②対象世帯情報の確認 ③受給者に関する異動情報の確認 ④受給者証の発行・更新 ⑤通知書等送付時の送付先の確認	福祉医療(香芝市子ども医療費助成条例、香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例、香芝市心身障害者(児)医療費助成条例、香芝市重度心身障害者老人等医療費助成要綱)に基づき医療費助成の事務等を行う。特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①受給資格の審査及び結果の通知 ②対象世帯情報の確認 ③受給者に関する異動情報の確認 ④受給者証の発行・更新 ⑤通知書等送付時の送付先の確認	事後	情報提供ネットワーク試行運用による事務の整理等
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉医療システム	福祉医療システム、中間サーバー	事前	情報提供ネットワーク試行運用による追記
平成29年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項 香芝市個人番号の利用に関する条例第3条第1項別表の1、2、3、5の項 香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則第3、4、5、7条	事前	情報提供ネットワーク試行運用による追記
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事前	情報提供ネットワーク試行運用による追記
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		[情報提供の根拠] なし(情報提供は行わない) [情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号 ○香芝市個人番号の利用に関する条例第3条第2項別表の1、2、3、5の項 ○香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則第11条別表第1の1、2、3、5の項	事前	情報提供ネットワーク試行運用による追記
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	福祉健康部 健康局 国保医療課	福祉健康部 国保医療課	事後	組織名変更による修正
平成29年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 健康局 国保医療課 Tel:0745-79-7528	639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 健康局 国保医療課 Tel:0745-79-7528	事後	組織名変更による修正
平成29年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 健康局 国保医療課 Tel:0745-79-7528	639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 健康局 国保医療課 Tel:0745-79-7528	事後	組織名変更による修正
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日時点	平成29年6月1日時点	事後	更新
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日時点	平成29年6月1日時点	事後	更新
令和1年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	国保医療課長	課長	事後	様式改正による変更
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	更新
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	更新
令和1年6月20日	IV リスク対策		追加記載事項	事後	様式改正による変更
令和2年6月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	更新
令和2年6月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	更新
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	福祉健康部 国保医療課	健康部 国保医療課	事後	更新
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 国保医療課 Tel:0745-79-7528	639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 国保医療課 Tel:0745-79-7528	事後	更新
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 国保医療課 Tel:0745-79-7528	639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 国保医療課 Tel:0745-79-7528	事後	更新
令和3年6月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年3月31日時点	事後	更新
令和3年6月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年3月31日時点	事後	更新
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う号ズレによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	更新
令和4年7月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	更新
令和5年8月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	福祉医療(香芝市子ども医療費助成条例、香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例、香芝市心身障害者(児)医療費助成条例、香芝市重度心身障害老人等医療費助成要綱)に基づき医療費助成の事務等を行う。特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①受給資格の審査及び結果の通知 ②対象世帯情報の確認 ③受給者に関する異動情報の確認 ④受給者証の発行・更新 ⑤通知書等送付時の送付先の確認 ⑥助成金の支給事務	福祉医療(香芝市子ども医療費助成条例、香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例、香芝市心身障害者(児)医療費助成条例、香芝市重度心身障害老人等医療費助成要綱)に基づき医療費助成の事務等を行う。特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①受給資格の審査及び結果の通知 ②対象世帯情報の確認 ③受給者に関する異動情報の確認 ④受給者証の発行・更新 ⑤通知書等送付時の送付先の確認 ⑥助成金の支給事務	事前	奈良県子ども医療費助成事業補助金交付対象者条件から、所得制限が撤廃され、所得の把握は不要となったが、助成金の支給事務における高額療養費の算定時には所得を確認する必要があるため追記。
令和5年8月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	更新
令和5年8月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	更新
令和6年10月29日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	福祉医療受給者台帳情報ファイル	事後	修正
令和6年10月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	更新
令和6年10月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	更新
令和6年10月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加記載事項	事後	様式改正による変更
令和6年10月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加記載事項	事後	様式改正による変更